

拡幅整備の内容

前面道路	整備主体	管理主体	権原	非課税申告☆
公道 (特別区道 区有通路 認定外道路)	区施工	大田区	寄付	必要に応じ、区が代行します。
			無償使用	区が代行します。
	自主整備	建築主等	建築主等	建築主等で行ってください。
私道	区施工	建築主等	建築主等	建築主等で行ってください。
	自主整備			建築主等で行ってください。

☆ 後退用地を道路状に整備すると、申告により固定資産税・都市計画税の非課税対象になります。区施工で整備した公道は区が代行して申告します。私道はご自身で都税事務所へ申告してください。

注意 適用除外（大田区狭あい道路拡幅整備条例第 15 条、大田区狭あい道路拡幅整備条例施行規則第 23 条）

開発行為の場合や、すでに区の助成金等を利用した土地の場合など、区施工を選択できない場合があります。事前に確認してください。

※ 道路区域内の工作物については、土地所有者等関係者の管理となります。

※ 区施工後の後退用地は、一般通行の用に供し、道路状からの形状変更はできません（大田区狭あい道路拡幅整備条例第 16 条第 3 項）。